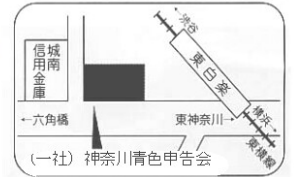


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-119〒221-842F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 E-mail aoiro-k@sirius.ocn.ne.jp



確定申告結果報告

指導会場来所者数	3,590	名
所得税申告書提出件数	2,541	件
うちe-Tax送信件数	1,678	件
青色申告特別控除65万円適用件数 (貸借対照表作成者)	1,152	件
消費税申告書提出件数	263	件
うちe-Tax送信件数	201	件
青色申請提出件数	244	件
入会者数	175	名

平成30年分
確定申告無事終了いたしました！
 確定申告ご協力ありがとうございました。
 平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が3月15日、消費税及び地方消費税の確定申告が4月1日をもちまして無事終了いたしました。
 確定申告期間中、ご協力いただきました会員の皆様、そして青色コーナーや無料申告相談会場受付等ご担当された役員の皆様、本会指導会場での個別相談及び代理送信にご派遣いただきました東京地方税理士会神奈川支部の先生方に感謝申し上げます。ありがとうございました。
 平成30年分確定申告の結果報告は左記の通りです。

確定申告終了のごあいさつ



神奈川税務署長

山添 勇治

春暖の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平成30年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告におきましては、滞りなく終了することができました。これも皆様方の多大なるご支援の賜物と心から感謝申し上げます。
 貴会におかれましては、青色コーナーへの従事、税理士会が行う無料申告相談の案内、e-Taxの利用勧奨、申告書等へのマイナンバーの記載など多岐にわたりご協力いただきました。

特に青色コーナーでは、多くの来場者の方に対して、青色申告の勧奨、懇切丁寧な記帳方法の説明等、適正申告に向けた取組を積極的に行っていただきました。役員と事務局の皆様のご協力とご尽力に対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

また、いよいよ本年10月に迫ってまいりました「消費税軽減税率制度」の実施につきましては、皆様の事業活動に大きな影響を与える制度となります。署といたしましては、改正内容や仕組みを十分に理解していただけるよう、引き続き周知及び広報を行ってまいりますので、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

～ 新しく入会された皆様へ～

● 個別による記帳指導を随時受け付けております。

新しく入会していただいた会員の皆様を対象に記帳指導会を開催しております。毎日の帳簿のつけ方等、分からないところがありましたらお気軽にお越しください。

会場	(一社)神奈川青色申告会 事務局 午前9時～11時、午後1時～4時 受付 港北出張所 (毎週月曜日のみ) 午前10時～11時、午後1時～2時 受付
----	--

持ち物	平成30年分確定申告書、青色申告決算書(収支報告書)、事業用通帳、青色申告承認申請書、現在記帳している帳簿、平成31年分支払明細、売上明細等
-----	--



提出された青色申告決算書・確定申告書が間違っていた場合

◆税額を多く申告していたとき → 「更正の請求」

請求内容が正当と認められたときは納めすぎた税金が還付されます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

<忘れてしまいがちな例>

経費（消費税、事業税納付金額等）の計上漏れ、予定納税（所得税）中間納付（消費税）の記入漏れ、納税者が負担している扶養家族の国民年金の控除漏れ、医療費控除や扶養（配偶者）、寡婦、障害者等の人的控除漏れ 等

◆税額を少なく申告していたとき → 「修正申告」

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

<誤ってしまいがちな例>

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、経費の重複計上、専従者給与を取っているのに扶養（配偶者）控除を受けている、103万円以上の給与収入があった扶養家族を扶養控除してしまった 等

確定申告を忘れていた場合

◆所得税

確定申告をしなければならないのに申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

◆消費税

平成28年の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成30年分の消費税及び地方消費税の申告と納税をしなければなりません。課税事業者（平成28年課税売上高が1,000万円を超えた方）で消費税の確定申告をしていなかった方は、できるだけ早く申告してください。所得税同様、延滞税と併せて納付してください。

（注）平成30年分の課税売上高が1千万円を下回る場合でも申告と納税が必要となります。

平成30年分提出及び納付期限 平成31年4月1日（月） **もう一度ご確認を!!**

※更正の請求、修正申告、所得税・消費税の期限後申告について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページをご覧ください。か、当会事務局におたずねください。

平成31年度の主な市税の納付方法について

横浜市からのお知らせ

1 ペイジーで市税の納付ができます。

Pay-easy（ペイジー）は、パソコンや携帯電話等を利用したインターネットバンキングや、金融機関のATMから納税できるサービスです。ぜひ、ご利用ください！

<対象税目> ○ 個人市民税・県民税（普通徴収分） ○ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ○ 固定資産税（償却資産） ○ 軽自動車税

※ペイジーで利用可能な納付書には「納付番号」等が印字されています。

※ATMやインターネットバンキング等の対応状況は金融機関により異なりますので、詳しくは本市ホームページをご確認ください。

[横浜市税 ペイジー](#) [検索](#)

2 eLTAXを利用した電子納税ができます。

横浜市では、eLTAXを利用した電子納税サービスを実施しております。また、平成31年10月から、eLTAX電子納税は、地方税共通納税システムに変更となります。

<対象税目> ○ 法人市民税（見込み納付含む） ○ 事業所税 ○ 個人市民税・県民税（特別徴収）

eLTAX 全般に関する利用手続の詳細は…[eLTAX ヘルプデスク](#) ホームページ：<http://www.eltax.jp/> [エルタックス](#) [検索](#)

電話：0570-081459（ハイシンコク） つながらない場合：03-5500-7010 通常電話料金

3 口座振替で市税の納付ができます。

口座振替納税は、一度お申込みいただきますと、ご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動的に引き落としして納税する便利な制度です。ぜひ、ご利用ください。

市内の金融機関に備え付けの口座振込依頼書でお申込みいただけるほか、本市ホームページから口座振込依頼書をダウンロードして郵送でもお申込みいただけます。また、区役所窓口でキャッシュカードを利用したお申込み方法もございます。（一部の金融機関に限る。）

<対象税目> ○ 個人市民税・県民税（普通徴収分） ○ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ○ 固定資産税（償却資産）

[横浜市税 口座振替](#) [検索](#)

4 コンビニエンス・ストアで市税の納付ができます。

バーコードのある次の税目の納付書について、納付書裏面記載の取り扱いコンビニエンス・ストアで、24時間いつでも納税できます。

<対象税目> ○ 個人市民税・県民税（普通徴収分） ○ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ○ 固定資産税（償却資産）

○ 軽自動車税

※納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合など、バーコードのない納付書では、コンビニエンス・ストアで取り扱うことができませんので、ご注意ください。

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.21)

事務局で消費税軽減税率制度説明会を開催します！

日程：6月10日（月）、12日（水）

消費税の軽減税率制度は、多くの事業者の方に影響する制度となっています。

「軽減税率の対象となる商品が分からない方」や「軽減税率についての帳簿の記載に不安がある方」、「消費税の申告は必要ないけど、どんな影響があるのか分からない方」、「レジ交換の補助金制度の確認をしたい方」等・・・

是非、事務局が開催する説明会にご出席ください！※ 詳細は、同封のチラシをご覧ください。

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です！



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

- 標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について
- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。**
 - レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。**

軽減税率制度に関する情報

国税庁
ホームページ内



軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。
ぜひご参加ください。

■ 開催日時、場所については [軽減税率説明会](#) [検索](#)



軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター **【専用ダイヤル】0570-030-456**
(軽減コールセンター) 《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

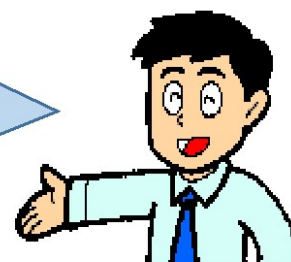
軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 **【専用ダイヤル】0570-081-222**
URL <http://kzt-hojo.jp/> 《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

また、税務署では軽減税率制度の説明会を随時開催しておりますので、日程につきましては国税庁ホームページをご確認ください。

軽減税率対策補助金の交付申請を行うためには、**2019年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了**する必要があります。

期限間近となっておりますので、お早目に申請ください。

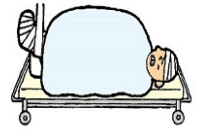


事業主の皆さん！労働保険に加入していますか？

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険（雇用保険・労災保険）に加入しなければなりません。当会は労働保険事務組合の認可を受けております。事務組合に委託するメリットの一つとして、労災保険に加入できない事業主も、労災保険に特別加入することができるようになります。併せてご利用ください。（委託事務手数料は雇っている労働者数により決まります。月額1,575円～）また、当会では、建設業の一人親方労災保険特別加入（政府労災）の申し込みもできます。

加入、申し込みやご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。

一般社団法人神奈川青色申告会
労働保険事務組合・建設業組合
電話 045-433-5221
担当 岩瀬 まで



《事務局より》

5月27日（月）は第7回定時総会開催のため、12時までの業務とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。（港北出張所はお休みとさせていただきます。）

第7回定時総会開催の案内
日時 令和元年5月27日（月）

会場 新横浜グレイスホテル
4階「シャロット」

※総会終了後、5時より懇親会を予定しています。
会場 同ホテル3階「グレイス」
会費 3,000円

●無料法律・税務相談会 （毎月第1火曜日）

弁護士・税理士先生があなたの悩みをお答えします。

●開催日程

6月 4日（火）
7月 2日（火）



●会場 事務局 3F（東白楽）

●時間 PM1:00～PM3:00 迄

●電話番号 433-5221（予約制）

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前に、事務局までお電話いただきますようお願いいたします。

●港北出張所開設日 毎週月曜日開設

受付 10時～11時・13時～14時迄
電話番号 070-5593-2028 (PHS)
(開設日以外はつながりません)

開設日
5月 13日(月)・20日(月)
6月 3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)

※5月27日は総会の為、お休みとさせていただきます。



3月	2月	1月
28日	4日・5日・6日	7日
26日	2日	7日
22日	1日	21日
19日		21日
18日		
28日		
20日		
18日		
18日		
13日		
7日		

3月 28日 決算準備指導会
 26日 無料法律・税務相談会
 22日 役員研修会
 19日 役員選考委員会
 18日 県連事務局長会議
 18日 八者会賀詞交歓会
 28日 早期提出指導会
 20日 理事會
 18日 役員候補者會議
 18日 青色コーナー担当者研修會
 13日 下田町公會堂特別指導會場開設
 7日 優先予約専用日開始
 4日 土曜日予約専用日開始
 2月 4日 税理士會無料相談會場受付応援
 1月 7日 神奈川區役所
 7日 日吉本町西町いきいき會館
 7日 農業部會確定申告指導會
 21日 青色コーナー開設
 21日 確定申告指導會
 21日 農業部會確定申告指導會
 21日 優先予約専用日終了
 21日 消費稅申告指導會
 21日 県連理事會
 21日 會長・副會長會議
 21日 女性部役員會
 21日 理事會

（SIC）

